

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	・ ・	法人名		
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)							可	
特 別 試 験 研 究 費 の 額 (14の計)又は(17の計)	1	円	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	7	円			
控 除 対 象 済 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (別表六(八)「3」)又は(別表六(九)「3」)	2		当 期 税 額 基 準 額 $(7) \times \frac{5 \text{又は} 10}{100}$	8				
差 引 対 象 特 別 試 験 研 究 費 の 額 (1)－(2)	3		当 期 税 額 控 除 可 能 額 (6)と(8)のうち少ない金額)	9				
同上のうち税額控除割合が30％である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(18)のうち少ない金額)	4		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の③」)	10				
(3)のうち税額控除割合が25％である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)－(4)と(19)のうち少ない金額)	5		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (9)－(10)	11				
特 別 研 究 税 額 控 除 限 度 額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3) - (4) - (5)) \times \frac{20}{100}$	6							
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細								
平成31年4月1日前に開始した事業年度の場合	旧措法第42条の4第6項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容			特別試験研究費の額		
	12		13			14		
	第 1 号 ・ 第 2 号					円		
	第 1 号 ・ 第 2 号							
	第 1 号 ・ 第 2 号							
	第 1 号 ・ 第 2 号							
	第 1 号 ・ 第 2 号							
		計						
平成31年4月1日以後に開始する事業年度の場合	措法第42条の4第7項各号の該当号		特 別 試 験 研 究 の 内 容			特別試験研究費の額		
	15		16			17		
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号					円		
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号							
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号							
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号							
	第 1 号 ・ 第 2 号 ・ 第 3 号							
		計						
(14の計)又は(17の計)のうち(12)又は(15)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額				18				
(17の計)のうち(15)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額				19				

別表六(十) 平成三十一・四・一以後終了事業年度分